



ホームページアドレス

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp>

メールアドレス

ckugikai@mint.ocn.ne.jp

この区議会だよりは、千代田区ホームページでもご覧になれます。
また、区議会へのお問い合わせや区議会情報公開条例に基づく開示請求は、電子メールでも受付しています。どうぞご利用下さい。

特集号

署名にご協力を！

固定資産税・相続税の大幅減税は私たちの願いです



千代田区民会議セミナー

**固定資産税・相続税の大幅減税を求める
千代田区民会議セミナーを開催！**

去る9月2日、千代田区公会堂において、「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議セミナー」を開催しました。当日は、両税の大幅減税を願う350名にもものぼる区民や団体等のみなさんにご参加いただき、盛大なセミナーとなりました。

また、講演会では、講師の飯塚美幸氏（税理士・中小企業診断士）から、固定資産税・相続税が区民生活に及ぼしている実情や問題点などについての詳しい説明が行われ、会場のみなさんの質疑も行われました。

都心千代田区では、固定資産税・相続税の過重な税負担が区民生活に重大な影響を及ぼしており、両税の大幅減税は、緊急を要する課題となっております。セミナーでは、区民・各種団体・企業のみなさんの力を結集して、国や東京都に対して大幅減税を強く訴えていくことにしました。

地価は下落しているけれど・・・

国が公表した今年1月1日時点の公示地価や平成14年度分の相続税の算定基準となる路線価は、全国的には下落しているものの、東京都心部では、下落幅が縮小するなど、高値安定化の傾向にあります。

千代田区の公示地価や路線価を見ても、依然として高い水準にあり、固定資産税や相続税が過重な税負担となつて、区民の定住や事業継続の大きな障害となっております。

一方、企業にとつても、長引く景気低迷とも相まって高額な固定資産税が大きな負担となっております。

なぜ、税負担が減らないの？

固定資産税については、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じており、依然として重税感解消されていません。

どのように国や東京都に訴えていくの？

いつまでも住み続けられ、営業を続けられるま



陳情の署名にご協力ください(10月15日まで)

陳情の署名簿は、次の各区立施設に用意していますので、署名をしていただけるようご協力をお願いします。

署名していただいた署名簿は、下記の区立施設で受付けているほか、返信用封筒もお渡します。後日区議会事務局まで返送することもできます。(郵便料金は区議会で負担します。)また、区議会事務局にご連絡いただければ、こちらから署名簿をお送りいたします。

区役所(区議会事務局、区政情報ルーム) 各出張所、九段社会教育会館、内神田社会教育会館、総合体育館、千代田区中小企業センター、高齢者センター、いきいきプラザ一番町、千代田保健所、千代田保健所麹町庁舎、千代田図書館、四番町図書館、神田まちかど図書館、昌平まちかど図書館

インターネットでも署名できます

今回初めての試みとして、インターネットを活用した「インターネット署名」を実施しています。詳しくは、区又は区議会のホームページにアクセスし、千代田区民会議のページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.city.chiyoda.tokyo.jp>
メールアドレス ckugikai@mint.ocn.ne.jp

だれでも署名に参加できるの？

各町会長をはじめ、各業種別団体、その支部や単会、企業のみなさんに署名の協力をお願いしています。もちろん区民のみなさんも署名することができます。

なお、陳情書は、提出先(総務大臣、財務大臣、東京都知事、東京都議会議員、政府税制調査会会長)ことになっていきますので、5枚の署名をお願いします。

この陳情活動の結果は、次号の区議会だよりで詳しくお伝えするほか、区議会ホームページにも掲載していきます。どうぞご覧ください。

固定資産税の大幅減税を求める陳情書

国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価は、全国平均で11年連続で下落しているものの、東京都心部においては下落率が3年連続で縮小するなど、都心の地価は高値安定化の傾向にあります。

そのため、都心千代田区においては固定資産税が過大な税負担となって、区民の定住や事業継続に大きな影を落としており、大幅な減税を求める声は一段と大きくなっています。また、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じております。

一方、長引く不況によって売り上げが減少し、経費削減に取り組んでいる企業にとりましても、高額な固定資産税は大きな負担となっています。

このような固定資産税の現状を踏まえ、連合町会と区議会は長年にわたり大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、本年は、昨年の各町会、業種別団体に企業を加えた「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」を設置し、幅広く運動を展開していくことにいたしました。

負担の限界を超えている固定資産税の大幅減税を求める区民等の切実な要請には一刻の猶予も許されないものがあるばかりでなく、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっています。

以上のことから、私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、国に対し、固定資産税が都心千代田区の生活者のもとより、企業経営者等の実態に即し、納税する者が納得できる税額となるよう、次の減税措置を強く求めます。

- 1 固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の

水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げること
(総務大臣に提出)

東京都知事・東京都議会議員に提出する陳情書の前段部分につきましては、国の陳情書と同様です。後段部分は、次のとおりとなっております。

私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、東京都(東京都議会)に対し、固定資産税が都心千代田区の生活者のもとより企業経営者等の実態に即し、納税する者が納得できる税額となるよう、国に強く働きかけるとともに、都独自の軽減措置を継続するよう要望します。

- 1 国に対し、固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げよう働きかけること
- 2 前記の要望が実現されるまでの間、平成15年度以降も「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」それぞれの減免措置を継続すること

(東京都知事・東京都議会議員に提出)

相続税の大幅減税を求める陳情書

東京国税局が公表した平成14年度分の相続税の算定基準となる路線価は、都内平均で10年連続で下落しているものの、都心部では下落幅が縮小し、一部地域では上昇に転じるなど、下げ止まり傾向が顕著に表れています。

相続税については、これまで数回にわたり小規模宅地等に関し、負担軽減措置が講じられてまいりましたが、バブル期に比べて下落したとはいえ、千代田区の地価は依然として高い水準にあります。

そのため、相続人の担税能力を遙かに超えた税額となり、やむなく住み慣れた土地を手放し、区外への転出を余儀なくされています。また、延納制度を選択した場合においても、市中金利とは比較にならない利子税が課せら

れるなど、区民の定住と事業継続の大きな不安要因となっています。

このような現状を踏まえ、連合町会と区議会は、区民や各業種別団体等と一体となって、相続税の大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、未だ納得のできるものとはなっていません。

また、国においては平成15年度税制改正に向けて、相続税と贈与税の一本化や相続税の基礎控除額の引き下げなどが検討されており、基礎控除額の引き下げは全く納得できるものではありません。

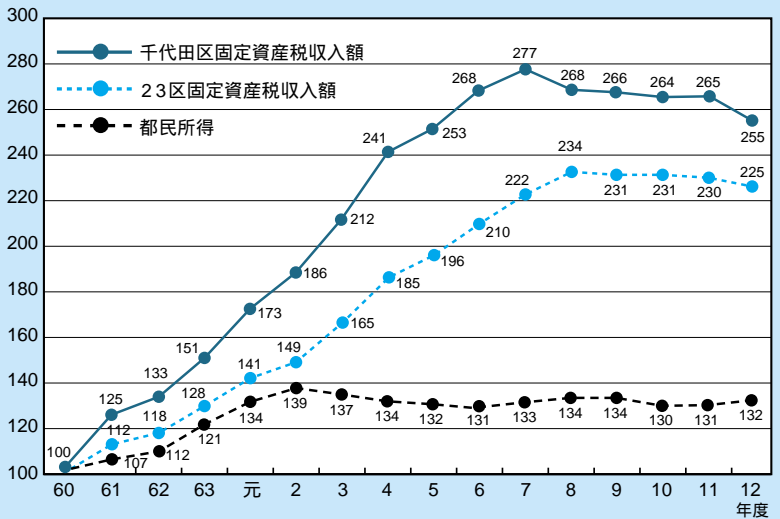
千代田区民の相続税に対する不安を払拭し、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、相続税の大幅な減税は急務となっています。

私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、国に対し、区民が安心して住み続けられ、事業が継続できるよう、都心の実態に見合った相続税の大幅減税措置を講じられるよう強く求めます。

(財務大臣に提出)

「同趣旨の陳情書を政府税制調査会会長に提出」

固定資産税と都民所得の推移



昭和60年を100とした場合、平成12年度で「都民所得は1.32倍」程度の増に対し、「23区の固定資産税収入額は2.25倍」「千代田区の固定資産税収入額は2.55倍」となっています。